

幸手市地域公共交通あり方検討会委員公募選考要領

(令和6年7月31日市長決裁)

1 趣旨

幸手市地域公共交通あり方検討会設置要綱（以下「設置要綱」とする。）第3条に基づき公募委員の選考基準を定める。

2 募集人数

2人以内とする。

3 応募資格

下記の（１）、（２）いずれも満たす人

（１）年齢が18歳以上70歳未満の幸手市内に在住、在勤又は在学している人

（２）幸手市の公共交通に関心のある人

4 募集方法

募集は広報紙及び市ホームページ等で告知・案内を行う。市ホームページからダウンロード又はくらし防災課窓口にて配布する幸手市地域公共交通あり方検討会委員申込書に必要事項を記入してもらい、くらし防災課窓口持参、郵送又はメールで受け付ける。

5 選考基準

書類審査による選考とする。

6 審査員

審査員は下記の者とする。

（１）市民生活部長

（２）くらし防災課長

7 審査方法

下記の審査項目及び配点による加点方式を原則とする。ただし、審査項目③において点数が0点の場合は、審査項目①又は②の点数が高得点でも委員候補から除外する。

その他公平・中立な検討の担保のため、性別、年齢、居住地区の均衡を考慮する。

審査項目			点数
① 社会活動の状況			
	団体・サークル又は個人で社会活動をしていること（政治活動団体を除く）。	活動している	3
		活動していない	0
② 市の過去の協議会等への参加履歴			
	過去に市の類似の協議会※等への参加経験がないものを優先すること。 経験があるものからの選考の場合は、参加年度がより以前のものであることを基準として選考する。	経験なし	2
		参加年度が令和3年以前	1
		参加年度が令和4年以降	0
③ 応募理由・自己PRなど			
	幸手市公共交通計画の趣旨を理解し、応募についての考え方、主張、PR内容等の記述に妥当性・意欲が感じられること。	感じられる	5
		概ね感じられる	3
		感じられない	0

8 審査の決定

審査員は審査終了後、くらし防災課へ審査票（様式第1号）を提出する。

くらし防災課は提出された審査票により審査結果表（様式第2号）を作成し、これに基づき、委員を決定する。

9 審査結果の通知

選考の結果は応募者全員に通知する。

10 庶務

この要領に係る庶務はくらし防災課で所管する。

11 その他

この要領に定めるもののほか、委員の選考に関し必要な事項は市民生活部長が定める。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。